

## ⇨ 特殊関係使用人給与の活用

**Q** : 役員給与は期中増額が認められなくなったようですが、対応策はありませんか？

**A** : 役員を退任して使用人として給与の支給を受けるということも一考の余地はあります。

### 【解説】

役員に対する給与は、①定時同額給与、②事前届出した臨時的給与、③一定の要件を満たす利益連動給与以外は損金の額に算入されず、期中増額も定時株主総会による改定で、改定前及び改定後の給与支給額がそれぞれ同額であるものでなければ損金に算入することができないなど、厳格に取り扱われることとなりましたので、支給については結構気を配らなければなりません。

これに対して特殊関係使用人に対する給与は、このような規制がなく、支給した給与の額のうち不相当に高額と認められる部分の金額は損金に算入しないとされているだけです。たとえば、社長の親族を役員にしているような場合であれば、役員を辞任させて使用人にすれば、支給に関してはあまり気にすることもなくなり、いいのではないのでしょうか。

ただし、使用人であっても会社の株式を5%超所有しているなど、一定の要件に該当する者は、役員としてみなされ、役員に対する給与の取扱いが適用されますので注意が必要です。

